

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月27日

大和市長 大 木 哲

#### 大和市規則第14号

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例施行規則（平成11年大和市規則第27号）の一部を次のように改正する。

題名中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第1条中「アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例」を「アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例」に改める。

第1号様式中「第1号様式」を「第1号様式（第2条関係）」に、「軽自動車税証紙」を「軽自動車税（種別割）証紙」に、「Light-Automobile Tax Stamp」を「Light-Automobile Tax (Category Base) Stamp」に改める。

第2号様式中「第2号様式」を「第2号様式（第2条関係）」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例施行規則（第2号様式を除く。）の規定は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。